

JBS Newsletter
2018年10月30日

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年09月

Contents

税務法規

1. 個人所得税

- ▶ 「『中華人民共和国個人所得稅法』の改正に関する決定(2018)」(主席令[2018]9号)(“9号令”)
- ▶ 「2018年第4四半期の個人所得稅の費用控除及び稅率の適用問題に関する通知」(財稅[2018]98号)(“98号通達”)
ほか

2. 企業所得稅

- ▶ 「ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損金繰越年限の延長に係る企業所得稅の処理問題に関する公告」(国家稅務總局公告[2018]45号)(“45号公告”)
- ▶ 「設備、器具の控除に関する企業所得稅政策の実施上の問題についての公告」(国家稅務總局公告[2018]46号)(“46号公告”)
ほか

3. その他

- ▶ 「機電、文化等の製品の輸出還付率の引上げに関する通知」(財稅[2018]93号)(“93号通達”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2018年09月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2018年 09月07日 | 第2018035号 |
| ▶ 2018年 09月14日 | 第2018036号 |
| ▶ 2018年 09月21日 | 第2018037号 |
| ▶ 2018年 09月28日 | 第2018038号 |

Japan Business Servicesグループで、2018年09月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 個人所得税

- ▶ 「『中華人民共和国個人所得稅法』の改正に関する決定(2018)」(主席令[2018]9号)(“9号令”)

概要

2018年8月31日、第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議で、「中華人民共和国個人所得稅法」の改正案が可決された。改定後の「中華人民共和国個人所得稅法」(「新個人所得稅法」)は9号令により公布され、2019年1月1日から施行される。

新個人所得稅法における主な改定点は次のとおりである。

居住者の判断基準の改定

「新個人所得稅法」の第1条に基づき、居住者か否かを判断する基準が、現行の「個人所得稅法」における「満1年」から「183日」に変更された。これにより、中国国内に住所があるか、或いは住所はないが、1納稅年度において中国国内に累計で満183日居住する個人は居住者となる。

総合所得

「新個人所得稅法」において、「給与賃金所得」、「労務報酬所得」、「原稿報酬所得」、「使用料所得」は総合所得に統合され、超過累進税率(「新個人所得稅法」における税率表¹)が適用される。居住者個人が取得した総合所得は、納稅年度ごとに個人所得稅を計算する。一方、非居住者個人が取得した総合所得は、月ごとまたはその都度、個人所得稅を計算する。

その他の所得項目

「新個人所得稅法」に基づき、現行の「個人所得稅法」における「個人経営者の生産、経営所得」及び「企業事業組織の請負経営、リース経営所得」は「経営所得」となり、超過累進税率(「新個人所得稅法」における税率表²)が適用される。

利子・株式利子・配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得については、なお分離課税方式が採用され、関連規定に基づき、それぞれ個人所得稅を計算する。

費用控除及び税率表

「新個人所得稅法」では、総合所得に係る基礎控除費用の標準が5,000元/月(6万元/年)に引き上げられた。現行の「個人所得稅法」で控除可能と規定されている基本養老保險料、基本医療保險料、失業保險料等の社会保険料及び住宅積立金のほか、子女教育費支出、継続教育費支出、大病医療費支出、住宅ローンの利子または住宅賃料、老人扶養費の支出も、特別付加控除項目として控除できるようになる。

参考として、総合所得の税額計算に用いる速算控除額等を下表に示している。

税込年間課税所得額(税込所得の計算 ¹) (人民元)	税抜年間課税所得額 (税抜所得の計算 ²) (人民元)	税率(%)	速算控除額 (人民元)
(A)	(B)	(C)	(D)
0 - 36,000	0 - 34,920	3	0
36,000 - 144,000	34,920 - 132,120	10	2,520
144,000 - 300,000	132,120 - 256,920	20	16,920
300,000 - 420,000	256,920 - 346,920	25	31,920
420,000 - 660,000	346,920 - 514,920	30	52,920
660,000 - 960,000	514,920 - 709,920	35	85,920
960,000以上	709,920以上	45	181,920

「新個人所得稅法」では、租税回避防止規則も導入され、かつ海外移住により中国戸籍を抹消する個人に要求される清算等の規定も設けられた。

なお、改正後の基礎控除費用の標準及び税率表は、2018年10月1日以降に取得する所得から先行して適用される。

1 税込計算(個人所得稅を個人が負担)

$$\text{課税所得額} = [\text{税込年間課税所得額(対応するA列)} \times C] - D$$

2 税抜計算(個人所得稅を雇用主が負担)

$$\begin{aligned}\text{税込年間課税所得額} &= \text{税抜年間課税所得額} + \text{個人所得稅額} \\ \text{個人所得稅額} &= [\text{税抜年間課税所得額(対応するB列)} - D] / (1 - C)\end{aligned}$$

$$\text{課税所得額} = [\text{税込年間課税所得額(対応するA列)} \times C] - D$$

9号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content_2060151.htm

「新個人所得稅法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-09/05/content_2060671.htm

現行の「個人所得稅法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812156/n812479/c1186505/content.html>

- ▶ 「2018年第4四半期の個人所得稅の費用控除及び税率の適用問題に関する通知」(財税[2018]98号) (“98号通達”)
- ▶ 「個人所得稅改革の過渡期の政策を徹底的に実施することに関する通知」(税總函[2018]484号) (“484号通達”)

概要

2018年9月7日付で財税部及び国家税務総局は98号通達を公布し、2018年第4四半期の個人所得稅の費用控除及び税率の適用問題について明らかにした。

98号通達によれば、納稅者が2018年10月1日以降に取得する給与、賃金所得に対しては、基礎控除費用を一律に5,000元/月とし、かつ改正後の個人所得稅の税率表(98号通達の添付1)に基づき、納付税額を計算する。

一方、納稅者が2018年9月30日以前に取得した給与、賃金所得に対しては、税法改正前の基礎控除費用の規定を適用する。

国家税務総局は2018年9月7日付で、地方税務機関に対して、個人所得稅改革の過渡期の政策の徹底的な実施に関わる要求を規定した484号通達も公布した。

98号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhenewinxizhengcefabu/201809/t20180907_3012340.html

484号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3722970/content.html>

2. 企業所得稅

- ▶ 「ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損金繰越年限の延長に係る企業所得稅の処理問題に関する公告」(国家税務総局公告[2018]45号) (“45号公告”)

概要

「ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損金繰越年限の延長に関する通知」(財税[2018]76号通達) (“76号通達”)によれば、2018年1月1日から、当年度にハイテク企業または科学技術型中小企業の資格(“資格”)を保有する企業は、その資格の保有年度の前5か年度に発生した、まだ所得で補填されていない欠損金を以後の年度に繰り越すことができ、最長繰越年限が「企業所得稅法」に規定する5年から10年に延長される。これを受け、国家税務総局は2018年8月23日付で、76号通達に関する事項について規定した45号公告(2018年1月1日施行)を公布した。(76号通達については、「中国税務及び投資速報」(日本語要約版)2018年7月号を参照。)

45号公告及び国家税務総局の公式解釈に基づき、「当年度にハイテク企業または科学技術型中小企業の資格を保有する企業」について、以下に具体例を挙げて説明する。

ある企業は2018年にハイテク企業または科学技術型中小企業の資格を保有している。その2013年から2017年までの欠損金の最長繰越年限は5年から10年に延長される(当該企業が資格の保有年度の前5か年度に資格を有するか否か、或いは2019年に資格を有するか否かにかかわらない)。ただし、当該企業が2019年から2024年まで資格を保有しない場合、2019年の欠損金は最長2024年までしか繰り越すことができない。

国家税務総局の公式解釈では、さらに以下の内容を明らかにしている。

- ▶ 例えば、ある企業が2018年にハイテク企業に認定された場合(単位:百万人民元)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018
課税所得調整後の欠損金/(利益)	3	2	1	0	(2)	(0.5)
当年度に補填した過年度の欠損金	-	-	-	-	2	0.5
以後の年度に繰り越した欠損金	3	5	6	6	4	3.5
当年度に生じた欠損金の繰越年限	2023	2024	2025	-	-	-

当該企業は2018年にハイテク企業に認定されたため、2013年に発生し、2018年までに補填されていない50万元の欠損金は、その後の5年間(即ち2023年)まで繰り越せる。

- ▶ 当該企業が2019年にハイテク企業の資格を保有しなくなった場合でも、2013年から2015年までの欠損金は繰越年限を延長することができる。2019年に欠損金が生じた場合、当該企業が2024年にハイテク企業または科学技術型中小企業の資格を再取得すれば、当該欠損金は2024年の後の5年間まで繰り越すことができるが、資格を再取得できなければ、2024年までに補填しきれない部分は消滅することになる。

45号公告によれば、ハイテク企業については、ハイテク企業証書に記載されている有効期間に属する年度が、76号通達の優遇適用を受けられる資格の保有年度となる。

「企業再編業務に係る企業所得税処理の若干の問題に関する通知」(財税[2009]59号)(“59号通達”)によれば、特殊再編の条件を満たす場合、被合併企業の合併前における所得税事項は、合併企業が引き継ぐ。また、被分割企業の法定繰越期限を超えていない欠損金は、分割企業が継続して補填することができる。国家税務総局の公式解釈では、例を挙げて、企業の合併、分割に特殊税務処理を適用する場合の合併後、分割後の企業における繰越欠損金の取扱いについても説明している。

76号通達及び45号公告に規定されている欠損金繰越年限の延長の要件を満たす企業は、企業所得税の仮納付及び確定申告をする際に、自ら欠損金の繰越年限を計算し、納税申告書に記入する。税務機関に対する承認の申請や届出手続を行う必要はない。

45号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3712445/content.html>

国家税務総局による45号公告についての公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3712353/content.html>

76号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3578182/content.html>

59号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812166/n812637/c1188923/content.html>

- ▶ 「設備、器具の控除に関する企業所得税政策の実施上の問題についての公告」(国家税務総局公告[2018]46号)(“46号公告”)

概要

「設備、器具の控除に関する企業所得税政策についての通知」(財税[2018]54号)(“54号通達”)によると、企業が2018年1月1日から2020年12月31日までの期間に新たに購入した設備、器具(建物、構築物を除く)は、単価が500万元以下の場合、当期の原価費用に一括計上し、課税所得を計算する時に損金算入することができる。(54号通達については、「中国税務及び投資速報」(日本語要約版)2018年5月号を参照。)

国家税務総局は2018年8月23日付で、当該政策の実施に關わる事項について規定した46号公告を公布した。

46号公告の主な内容は以下のとおりである。

- ▶ 新たに購入した設備、器具には、貨幣で購入するか（中古固定資産の購入を含む）、または自家建造した、建物、構築物以外の固定資産が含まれる。
- ▶ 貨幣で購入した固定資産は、購入価格、支払った関連税金費用及び当該固定資産が予定された用途に用いられるようになるまでに発生したその他の支出をもって単価を確定する。また、自家建造した固定資産は、竣工決算前に発生した支出をもって単価を確定する。
- ▶ 貨幣で購入した固定資産（割賦販売或いは信用売買の方式による購入を除く）は発票（インボイス）の発行時点、割賦販売或いは信用売買の方式で購入した固定資産は当該資産の着荷時点を購入時点とする。また、自家建造した固定資産は竣工決算時点を購入時点とする。
- ▶ 固定資産の使用開始月の翌月が属する年度に一括損金算入する。（例えば、ある企業が2018年12月に単価が300万元の設備を購入し、かつ当月に使用を開始した場合、当該設備は2019年に一括損金算入することができる。）
- ▶ 企業が一括損金算入政策の適用を選択する場合、当該資産の税務処理は会計処理と異なってもよい。
- ▶ 企業は自社の生産経営上の必要により、自ら一括損金算入政策を選択適用できる。一括損金算入政策を選択適用しない場合、以後の年度に変更することはできない。
- ▶ 企業は一括損金算入政策を選択適用する場合、「改正後の『企業所得税の優遇政策事項の処理办法』の公布に関する公告」（国家税務総局公告[2018]23号）（“23号公告”）の規定に従い、優遇政策の適用に係る手続を行う。企業は、固定資産の購入時点に関する資料、固定資産の記帳伝票、関連資産の税務処理と会計処理の差異を計算する台帳等を保管しなければならない。（23号公告については、「中国税務及び投資速報」2018年5月号を参照。）
- ▶ 単価が500万元を超える固定資産は、「固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策の整備に関する通知」（財税[2014]75号）（“75号通達”）、「固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策の一層の整備に関する通知」（財税[2015]106号）（“106号通達”）、

- ▶ 「固定資産の加速減価償却に係る租税政策に関する問題についての公告」（国家税務総局公告[2014]64号）（“64号公告”）、及び「有形固定資産の加速減価償却に係る企業所得稅政策の一層の整備に関する問題についての公告」（国家税務総局公告[2015]68号）（“68号公告”）等の関連規定に従うものとする。

46号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3712534/content.html>

54号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180509_2890667.html

75号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201410/t20141024_1154297.html

106号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1818604/content.html>

64号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1311823/content.html>

68号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1827844/content.html>

- ▶ 「『安全生産専用設備の企業所得稅優遇目録（2018年版）』の公布に関する通知」（財税[2018]84号）（“84号通達”）

概要

「中華人民共和国企業所得稅法」及び同実施条例の規定に基づき、企業が「省エネ・節水及び環境保護専用設備の企業所得稅優遇目録」及び「安全生産専用設備の企業所得稅優遇目録」の範囲内の環境保護、省エネ・節水及び安全生産専用設備を購入し、実際に使用する場合、専用設備の投資額の10%を当年度の企業所得稅の納付税額から控除することができ、当年度の納付税額から控除しきれない場合は、以後の5か納稅年度内に繰り越すことができる。

企業の安全生産を奨励し、強化するため、財政部、国家税務総局及び应急管理部は2018年8月15日付で84号通達により、新しい「安全生産専用設備の企業所得税優遇目録(2018年版)」(「2018年版優遇目録」)を公布了。当該目録は、財税[2008]118号によって公布された安全生産専用設備の企業所得税優遇目録(2008年版)」(「2008年版優遇目録」)に代わり、2018年1月1日から施行される。

84号通達によれば、企業が安全専用設備を購入し、優遇政策(投資額の10%を当年度の納付税額から控除する)の適用を受ける場合、自ら申告を行い、調査に備えて関連資料を保管しなければならない。税務部門は事後的管理を強化する。

また、税務部門が優遇政策を実施する過程で、企業の購入した専用設備が関連の技術指標等の優遇適用の条件を満たすか否かを正確に判断できない場合は、地方の関連部門の協力を求め、技術鑑定意見を出すことができる。

84号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhen_gwuxinxi/zhengcefabu/201808/t20180824_299713.html

「2008年版優遇目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812171/n812690/c1191343/content.html>

「省エネ・節水及び環境保護専用設備の企業所得税優遇目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2838070/content.html>

▶ 「研究開発費用の割増損金算入割合の引上げに関する通知」(財税[2018]99号)(「99号通達」)

概要

李克強総理は、2018年7月23日に開催した国务院常務会議において、安定的なマクロ政策と財政・金融政策を実施し、実体経済を支えることを求めた。その中で、研究開発費用の割増損金算入割合を75%に引き上げるという政策の適用対象を、科学技術型中小企業から全ての企業に拡大することが提起された。初期的な試算では、これにより年間650億元の減税になると見込まれている。(国务院常務会議については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年7月号を参照。)

本会議後、2018年9月20日付で財政部、国家税務総局及び科学技術部は連名で99号通達を公布し、関連事項について明らかにした。

99号通達の主な内容は、以下のとおりである。

- ▶ 2018年1月1日から2020年12月31までの期間に、企業の研究開発活動で実際に発生した研究開発費用は、無形資産として計上せず、当期損益に計上する場合、実際発生額を損金算入したうえで、さらに実際発生額の75%を割増して損金算入することができる。無形資産として計上する場合は、無形資産原価の175%まで償却費を損金算入できる。46号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。
- ▶ 99号通達の規定のほか、研究開発費の割増損金算入政策に関わるその他の基準及び管理要件については、引き続き「研究開発費用の割増損金算入政策の整備に関する通知」(財税[2015]119号)(「119号通達」)、「企業が国外に委託する研究開発費用の割増損金算入に係る政策の問題についての通知」(財税[2018]64号)(「64号通達」)、「企業の研究開発費用の割増損金算入政策に関する問題についての通知」(国家税務総局公告[2015]97号)(「97号公告」)等の規定に従うものとする。(64号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年7月号を参照。)

119号通達によると、一部の業種の企業は割増損金算入政策の適用対象外となる。それは、たばこ製造業、宿泊及び飲食業、卸売及び小売業、不動産業、リース及びビジネスサービス業、娯楽業、財政部及び国家税務総局が規定するその他の業種である。これらの業種の企業を除き、「全ての企業」は、研究開発費用の割増損金算入割合を75%とする優遇政策の適用を受けられるようになる。

99号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhen_gwuxinxi/zhengcefabu/201809/t20180921_3025179.html

2018年7月23日の国务院常務会議に関する公式報道は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-07/24/content_5308679.htm

119号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1878881/content.html>

64号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhenwguxinxi/zhengefalu/201806/t20180626_2939424.html

97号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1981362/content.html>

3. その他

- ▶ 「機電、文化等の製品の輸出還付率の引上げに関する通知」(財税[2018]93号) (“93号通達”)

概要

2018年9月5日付で財税部及び国家税務総局が公布した93号通達により、397種類の製品の輸出還付率が引き上げられた。

具体的には、マルチコンポーネントIC、非電磁気干渉フィルタ、書籍、新聞等の製品の輸出還付率は16%、竹彫、木扇等の製品の輸出還付率は13%、バサルトファイバー及びその製品、安全ピン等の製品の輸出還付率は9%に、それぞれ引き上げられる。

関連製品の具体的な製品コード及び説明は、93号通達の添付にある。

93号通達は、2018年9月15日から施行された。関連製品に適用する輸出還付率は、輸出貨物の税関申告書に明記される輸出日を基準とする。

93号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhenwguxinxi/zhengefalu/201809/t20180905_3010310.html

- ▶ 「適切な社会保険料の徴収管理に係る作業に関する通知」(税總弁発[2018]142号) (“142号通達”)

概要

社会保険料の徴収管理に関する改革を適切に実施するために、国家税務総局が公庁は2018年9月13日付で142号通達を公布し、2019年1月1日から税務機関が統一的に社会保険料を徴収することを明らかにした。

142号通達では、各レベルの税務機関は社会保険料の徴収管理に関する改革を適切に行い、過年度の未徴収社会保険料の調査を勝手に行ってはならないということを強調している。

また、2018年9月19日に行われた記者会見において、政府機関担当者は、全体として企業の負担が増えないように、社会保険料の引下げに努めるということを表明した。

142号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3750550/content.html>

2018年9月19日の政府機関担当者の記者会見の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbz/dongtaixinwen/buneiyaowen/201809/t20180919_301543.html

- ▶ 「企業の税務抹消手続の一層の改善に関する通知」(税總發[2018]149号) (“149号通達”)

概要

2018年9月18日付で国家税務総局は企業の税務抹消手続の一層の改善に関する149号通達(2018年10月1日施行)を公布した。

149号通達によれば、市場監督管理部門に簡易登記抹消を申請する納税者が、以下の状況のいずれかに該当する場合、税務機関での税務清算証明の取得手続が免除され、直接に市場監督管理部門で登記抹消の申請手続を行うことができる。

- ▶ 税務関連事項の処理をしたことがない場合
- ▶ 税務関連事項の処理をしたことはあるが、発票(インボイス)を受領せず、未納税金(滞納金)及び罰金もない場合

また、市場監督管理部門に一般登記抹消を申請する納税者が、税務調査中でなく、未納税金(滞納金)及び罰金がなく、增值税専用発票(インボイス)及び専用設備をすでに返還済みで、一定の状況(例えば、納税信用等級がA級またはB級の納税者である場合等)に該当する場合には、納税者の提出書類に不備があったとしても、それを後日提出することを承諾すれば、税務機関は即時に税務清算文書を交付する。

このほか、149号通達では、税務登記抹消に必要となる資料及びプロセスの簡素化も図られた。また、地方税務機関が税務サービスホールに登記抹消業務の専用サービス窓口を設置することも求めている。

149号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3741360/content.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>▶ 北京</p> <p>大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連</p> <p>秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海</p> <p>高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州</p> <p>長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳</p> <p>小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港</p> <p>重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>田所 謙史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>稻葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com</p> |
|---|---|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版権所有

APAC No. 03007433

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

